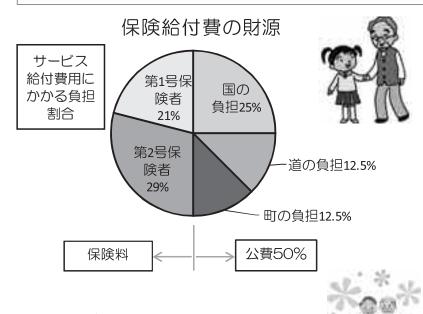
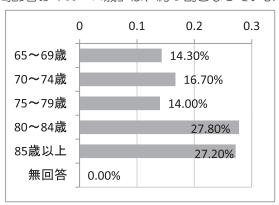
では、

画を策定し、

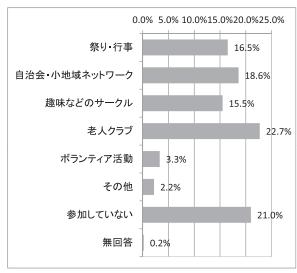


○調査票の年齢別回答状況

後期高齢者とされる「75歳以上」の回答者は、7割近くを占 め、前期高齢者の「65~74歳」は、約3割となっています。



○社会参加について~地域活動等に参加していますか?



定なども踏まえて推計し、 反映させていただき、 続けるためにはどのような支援が必要なのか、 活圏域ニーズ調査 護保険事業計画』を策定いたしました。 りを目指していきます 調査結果から、 計画策定にあたり 1号被保険者の介護保険料は、 平成24年度から平成25年を計画期間として『第5期高齢者保健福祉計画 地域における介護サービスなどの活用方策や介護保険料を決定しています。 身体及び将来などの不安、 を実施. 計画では、 昨年8月には、 平成24年度から平成26年度の第5期保険料基準月額を、 住み慣れた地域で、 誰もが可能な限り安心して地域で生活できる仕組みづ 必要な介護サービスの内容や見込量、 65歳以上のかたがたにご協力いただき、 介護保険法では、市町村が3年を1期として計 地域の支え合いの必要性などといった声 調査を実施いたしました。 高齢者が自分らしく安心して暮らし 介護報酬の改 『日常生

○調査票の回収数及び有効回収率

期から500円アップの4500円とさせていただきました。

第

対象		配布数	回収数	回収率	
全項目調査		837	371	44. 3%	
一部調査		527	261	49.5%	
合	計	1364	632	46. 3%	

期間が短い事もあり、多くのかたのご意見をう かがうことはできませんでしたが、様々な内容の ご回答をいただきました。

調査内容から、日常生活や地域の関わりなどに ついての結果を、計画策定に反映させていただき ました。ご協力ありがとうございました。

40歳以上65歳未満のかたの介護保険料【財源内訳29%】(第2号被保険者)

☆保険料の決まりかたと納めかた

国民健康保険加入されているかたの介護保険料は、下記の算定方法で世帯ごとに決められます。 医療保険分と介護保険分を合わせて、納めていただきます。職場の医療保険に加入されているかたは、 医療保険ごとに設定される介護保険料率に応じ算定されます。

+

所得割

第2号被保険 者の所得に応 じ計算 現行0.7/100

均等割

世帯の第2号 被保険者数に 応じ計算 現行4,000円

平等割

第2号被保険 者の属する 世帯 現行4,000円

資産割

第2号被保険 者の資産に応 じ計算 現行6.5/100

※最終的には6月中旬に率などが決定します。

+



+

=

65歳以上のかたの介護保険料【財源内訳21%】(第1号被保険者)

65歳以上のかたの介護保険料は、3年ごとに見直され、介護サービスにかかる費用などから算出された『基準額』をもとにみなさんの所得に応じて決まります。

高齢者の増加に伴い介護サービスにかかる費用も年々増え、全国的に高額な保険料が予想されていましたが、介護保険事業基金や財政安定化基金取崩交付金(国費)(注 1)により保険料の上昇をできるだけ抑制するようにしました。

÷

一人あたりの保険料の基準額の計算方法

介護サービス の総費用 65歳以上のかた ・ の負担21%

65歳以上のかた の人数 一人あたりの 保険料の基準額

☆平成24年度から平成26年度の所得段階区分ごとの保険料

段階区分	対 象 者	保険料の調整率	保険料(円)	
			年 額	月額
第1段階	生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者であって本人及び世帯全員が住民税非課税のかた	基準額×0.50	27, 000	2, 250
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額 と課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額×0.50	27, 000	2, 250
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該 当しないかた	基準額×0.75	40, 500	3, 375
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、 本人が住民税非課税のかた	基準額	54, 000	4, 500
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 が190万円未満のかた	基準額×1.25	67, 500	5, 625
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 が190万円以上のかた	基準額×1.50	81, 000	6, 750

^{※(}注 1)財政安定化基金~市町村において予想以上に保険料や介護サービス費用が不足したときに資金交付や 貸付を受けることのできる基金で、国・道・町がそれぞれ3分の1を拠出しています。